



**JASDAQ**

平成30年5月1日

各 位

会 社 名 **ソレキア株式会社**  
代 表 者 名 代表取締役社長 小林 義和  
(JASDAQ・コード番号 9867)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 執行役員総務部長 針生 貞裕  
電 話 03-3732-1131

### 株主提案に関する書面の受領のお知らせ

当社は、当社の株主である佐野純也氏（以下「提案株主」といいます。）より、平成30年6月開催予定の当社第60期定時株主総会における議題について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の平成30年4月25日付の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株主提案に対する当社取締役会の意見については、決定次第速やかに公表いたします。

#### I. 提案株主

株主名：佐野 純也

#### II. 本株主提案の内容の概要

##### 1. 議題

- (1) 剰余金の配当の件
- (2) 定款変更の件

##### 2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

以 上

## 別紙「本株主提案の内容」

### 提案① 剰余金の配当の件

#### 1 提案内容

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株当たり、平成30年3月期の連結上の1株当たり当期純利益の金額を配当する。  
(ただし、小数点以下は切り捨てた金額とする。)

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月に開催される貴社定時株主総会の開催日の翌日

#### 2 提案理由

貴社の平成30年3月期第3四半期決算短信によれば、平成29年12月31日現在の連結貸借対照表上、貴社が保有する現預金は約36億円、投資有価証券は3億円以上あります。また、貴社が現在行っている事業は、生産装置を更新する等の設備投資や研究開発に大きな資金を必要とするものではなく、現在の保有現預金等で十分な必要運転資金が確保されているはずで

このことは、平成29年3月に開始された富士通株式会社（以下、「富士通」といいます。）による公開買付けが成立していた場合、貴社が最大で約20億円もの現金を使って、富士通による公開買付けに応じなかった株主が保有する株式を、強制的に買い取ることが予定されていたことから明らかであり、行おうと思えば、発行済株式数の3割以上にも及ぶ大規模な自己株取得ができるほど十分な資金余力が貴社にはあります。

以上のとおり、貴社には既に潤沢な現預金等があり、使途がない現金をさらに増加させる必要は全くありませんので、当期純利益の全額を配当として株主に還元することが最も合理的です。加えて、現状でも極めて低い株主資本利益率（ROE）をこれ以上低下させないためにも、収益性の高い成長機会がないのであれば、今後も総株主還元率を100%にし、これ以上純資産が増加することを抑制するべきです。

なお、今回提案する剰余金の配当を行っても、その配当総額は当期純利益の範囲内ですから、貴社の財務状態に大きな影響はなく良好な状態のままです。

### 提案② 定款の変更の件

#### 1 提案内容

現行定款19条を次のとおり変更する。

現行定款	変更案
第19条 当社の取締役は15名以内とする。	第19条 当社の取締役は8名以内とする。

#### 2 提案理由

株式会社東京証券取引所による東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2017によりますと、ジャスダック上場会社の取締役の平均人数は6.74人であり、貴社の現在の取締役の人数12名が異常に多いことがわかります。また、貴社の時価総額、業種、事業規模、事業リスクが比較的低い（利益率も極めて低い）事業内容等を鑑みますと、貴社の取締役の人数は上記平均人数よりも少なくてもいいはずで、最大で7名もいれば十分であると思われます。加えて指摘しにくいことですが貴社取締役には経営に関する能力に疑問を持たざるを得ない方が含まれており、その方々は決して少数派ではなく、取締役会を支配するほどの数であると思われます。（このことの客観的証拠は、長年に渡る業績及び株価の低迷であり、その主な要因の一つは、保守的な資本政策と称した積極的には何もしない政策をとり、中期経営計画や経営政略もなく、何も考えずに惰性で利益を内部留保に回す、言わば、何もしない経営が行われていることにあると考えます。そして、何もしない理由

は、上場会社を経営する上で必要な知識が取締役の多くにないからではないでしょうか。)

取締役の人数の上限を減らすことには、経営に関する能力不足により優れた結果を出せない取締役が、何の責任も取らずに10年、20年とその地位に居座り続けることを防止することにも有効だと思います。

### 提案③ 定款変更の件

#### 1 提案内容

現行定款20条2「当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。」を削除する

現行定款	変更案
第20条 当社の取締役会は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	第20条 当社の取締役会は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

#### 2 提案理由

前述の富士通による公開買付けが開始された際、貴社取締役会は、当時の貴社株式の1株当たり純資産が6,600円程度（この1株当たり純資産は貴社の連結貸借対照表上の金額から算出されたものですが、仮に全ての資産を時価評価してこれを求めなおしても、貴社の資産内容であれば、大幅に減少することはないと思います。）であったにもかかわらず、富士通が提示した1株につき金3,500円という異常に低い買付け等の価格による完全子会社化に賛同の意見を表明されました。

貴社が富士通という有名企業の完全子会社になることは、貴社の信用力が大幅に向上すること等により、企業価値向上が期待できますので、貴社取締役会がこれに賛成すること自体はわかります。しかし、理解できないのは、その際の買付け等の価格であり、さらに最も理解できないことは、貴社取締役の中に一人もこの異常な価格による完全子会社化に反対した方がいなかったことです。これは、貴社の取締役の中に、特定の株主ではなく、一般の株主の立場に立って考え、適切な判断ができる方が一人もいなかったことが、その一因であると思われるからです。したがって、このような取締役会の状態を改善するために、一般株主の視点を有する取締役を選任することが可能となる累積投票制度が使えるようにするべきだと思います。

### 提案④ 定款変更の件

#### 1 提案内容

現行定款に以下の条文を追加する。

(ROEを意識した経営)

「当社は、株主資本利益率（ROE）が8%以上になることを目標にし、その実現に向けて取締役は最善の努力を行う。」

#### 2 提案理由

平成26年8月に公表された経済産業省のプロジェクト「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」の最終報告書（いわゆる伊藤レポート）では、ROEの水準として8%が最低ラインであり、より高い水準を目指すべきであると指摘し、企業に資本効率を意識した経営への転換を提言しましたが、貴社では未だに保守的な資本政策が採用されていて、ROEを意識した経営が全く行われていないと思われることから、定款に上記条文を加え、ROE向上を目指した経営を行うべきです。

## 提案⑤ 定款変更の件

### 1 提案内容

現行定款に以下の条文を追加する。

(政策保有株式の売却)

「当社が、本条文を追加する定款変更の効力が発生する日現在、政策保有している上場株式を第61期中に全て売却する。」

### 2 提案理由

今年3月末に公表されたコーポレートガバナンス・コード改定案「原則1-4」では、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容を開示すべきであるとされています。このコード改定案「原則1-4」の精査・検証が、一般の株主に対して、誠実に行われるならば、現在の政策保有を正当化できる株式は貴社には一つもないという結論になるはずです。(貴社が政策保有している株式は、その発行会社の規模と比べて非常に少ない株数なので、保有に伴う便益などあるはずがないというのが主な根拠です。)

しかし、長年、業績及び株価を低迷させているにもかかわらず、居座り続ける取締役にとっては、政策保有株式は保身のための株式の持ち合いという側面が強く、自らの地位を危うくする持ち合い解消を決断することは難しいと思いますので、定款に本条文を加え、政策保有株式の売却を確実にすべきと考えます。

また、ROE向上を目指す観点からも収益につながらない遊休資産を現金化し、収益性の高いプロジェクトへの投資を検討すべきであり、仮にそのような経営計画・投資案件が全くないのであれば、自社株買い等で株主に還元すべきです。

## 提案⑥ 定款変更の件

### 1 提案内容

現行定款に以下の条文を追加する。

(取締役会の株式に対する責務)

「取締役会は、当社が上場会社である意味を理解し、当社株式が株式市場で活発に取引が行われる環境を整備する責任を有し、当社株式の株価や出来高、売買注文の状況等を注視し、株式の流動性が不足している場合は速やかに適切な投資単位の引き下げを行わなければならない。」

### 2 提案理由

貴社の株式構成を調べるとわかると思いますが、現在、貴社株式を株式市場で取引しているのはほとんどが個人投資家であるはずですが、これは貴社の時価総額が小さすぎることや株式の流動性が極めて低いこと等により運用機関が保有する大きな資金を入れることは事実上不可能であるからです。このような現状を鑑みますと、貴社株式が、株式市場において、適正な価格で取引されるためには、個人投資家が売買しやすい投資単位であることがとても重要になります。現在、仮に、貴社株式が1株当たり純資産と同額で取引される場合、100株単位でありますから、貴社株式を購入するためには最低でも約67万円が必要となります。この金額は個人投資家にとって高額であり、投資することを躊躇してしまう要因となり、それによって、買い需要が減少して株価が低迷するのです。したがって、貴社株式が1株当たり純資産と同程度で評価された時に、100株が最低でも10万円を下回る程度の金額になるように株式分割を行って投資単位を引き下げるべきです。

なお、本提案は、株式市場で株式を買付けた一般の株主を軽視せずに、適切な株価対策を行って経営されている他の多くの上場会社には全く必要ないものでありますが、一般株主を軽視し、低い流動性による大幅な株価のディスカウントを何の対策も講じず、長年放置し黙認し続けている貴社においては必要であるから提案しています。

以上